

## 3 安全教育の3領域

安全教育が対象とする領域は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」から構成される。東京都教育委員会では、各領域における内容「必ず指導する基本的事項」として、以下のとおりに整理している。

### 生活安全 日常生活で起こる事件・事故とその対処

I-1	登下校時の安全	登下校時に遭遇する犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。
I-2	校内での安全	校内で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。
I-3	家庭生活での安全	家庭で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする。
I-4	地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動するとともに、安全・安心なまちづくりを目指すことができるようにする。
I-5	スマートフォン等使用時の安全	スマートフォン等を使用するときの危険、SNSに関するトラブルやサイバー犯罪について理解し、安全に利用できるようにする。
I-6	生命（いのち）の安全教育	生命を大切にすることを理解し、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする。

### 交通安全 様々な交通場面における危険と安全

II-1	道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路における様々な危険や交通法規について理解し、安全な歩行ができるようにする。
II-2	自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。
II-3	二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や走行ができるようにする。
II-4	交通事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体がやっている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする。

## 災害安全 様々な災害発生時における危険とその対処

Ⅲ-1	火災時の安全	火災発生時における危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。
Ⅲ-2	地震災害時の安全	地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるようにする。
Ⅲ-3	火山災害時の安全	火山災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。
Ⅲ-4	気象災害時の安全	風水害、雪害の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。
Ⅲ-5	原子力災害時の安全	放射線による事故の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。
Ⅲ-6	避難所の役割と貢献	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、自分にできることを実行できるようにする。
Ⅲ-7	災害への備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、避難訓練・防災訓練等の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。
Ⅲ-8	弾道ミサイル発射時の安全	弾道ミサイル発射時の危険について理解し、安全な行動ができるようにする。

## 「必ず指導する基本的事項」とは

「必ず指導する基本的事項」は、安全に関する知識や危機への対処の方法など、発達の段階に応じ、児童・生徒等に確実に身に付けさせる事項のことである。

年間を見通して指導時期を設定し、年間指導計画に位置付ける必要がある。

なお、次頁に掲載している「必ず指導する基本的事項」は、本文中では「領域-目標-内容」の番号で表すこととしている。

領域 目標 内容

I - 2 - ②

I 生活安全 - 2 校内での安全 - ② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。